

介護サービスには、

**在宅サービス**と**施設サービス**、**地域密着型サービス**があります。

## 在宅サービス

### 家庭を訪問するサービス

- **訪問介護（ホームヘルプサービス）**  
ホームヘルパー等が家庭を訪問し、介護や家事を援助します。
- **訪問看護**  
看護師や保健師が家庭を訪問し、床ずれの手当てなど必要な看護を行います。
- **訪問入浴介護**  
移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行います。
- **訪問リハビリテーション**  
医療機関から、リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、日常生活の自立のための訓練指導をします。
- **居宅療養管理指導（訪問診療）**  
医師、歯科医師、薬剤師、栄養士などが家庭を訪問して療養上の管理や指導を行います。

### 日帰りで通って受けるサービス

- **通所介護（デイサービス）**  
デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事、入浴の提供や、レクリエーションなどを通して、日常動作訓練を受けます。
- **通所リハビリテーション（デイケア）**  
医療施設や介護老人保健施設に通い、食事、入浴、リハビリ（機能回復訓練）の専門家による機能訓練などを受けます。

### 施設への短期入所サービス

- **短期入所生活介護（ショートステイ）**  
在宅で介護を行う方が、病気等の場合に、要介護者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練を受けます。
- **短期入所療養介護（ショートステイ）**  
在宅で介護を行う方が、病気等の場合に、要介護者が介護老人保健施設等に短期入所し、医学的管理のもとで介護や機能訓練を受けます。

### 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

- **福祉用具の貸与**  
車いす、特殊ベッドなどの福祉用具の貸し出しがあります。
- **福祉用具の購入費の補助**  
入浴用具や便座などの購入費を限度枠内で支給します。
- **住宅改修費の補助**  
各家庭の手すりの取り付けや段差の解消などの改修費用を限度枠内で支給します。

## 地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに利用できるなど、利用者のニーズにきめ細かく対応できるサービスです。

利用者は、町の住民に限定され、町が事業者の指定や監督を行います。

- **認知症対応型共同生活介護（グループホーム）** \*要支援2以上の方に限られます。  
認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事、入浴などの介護や訓練、機能訓練が受けられます。
- **小規模多機能型居宅介護** \*要介護1以上の方に限られます。  
通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。

## 施設サービス

介護保険で利用できる施設サービスは3種類あります。

治療が中心か、介護が中心か、またどの程度医療上のケアが必要かなどによって、入所する施設を選択します。

- **介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)**  
常時介護が必要で、家庭における生活が困難な人が入所できます。
- **介護老人保健施設**  
病状が安定し、入院治療の必要はないが、リハビリや介護が必要な人が入所できます。
- **介護療養型医療施設（～令和6年3月末迄）**  
長期にわたり療養が必要な人が入院して利用できます。
- **介護医療院**  
長期にわたり療養が必要な人が入院して利用できます。

## 自己負担は1～3割で

介護保険では、「介護認定」によって決められた要介護度に応じて、利用できるサービス費用の限度額が決められています。

限度額の範囲内でサービスを利用すると、利用者はかかった費用の1割～3割を負担することになります。

また、施設サービスを利用する場合は、そのほかに食費と日常生活費を負担することになります。

限度額を超えてサービスを利用すると、超えた分が全額自己負担となります。

